

議案第92号

松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成17年松阪市条例第51号)の一部を次のように改正する。

平成24年9月28日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成17年松阪市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。